

周南市上下水道局業務委託（測量・建設コンサルタント等業務を除く。）

・物品調達等競争入札心得

（目 的）

第1条 周南市上下水道局の発注する業務委託（測量・建設コンサルタント等業務を除く。）・物品調達等の契約に係る競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法、地方自治法施行令、周南市上下水道局会計規程、周南市契約事務規則、その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

（入札等）

第2条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札公告、競争入札通知書及び仕様書を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、仕様書について疑義があるときは、指定期日までに内容質問書を提出することができる。

2 入札参加者は、所定の事項を記入し、記名押印した入札書を、あらかじめ入札公告又は競争入札通知書等に示した日時及び場所において、入札を執行する者の指示により提出しなければならない。

3 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

4 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、入札参加者及び代理人の記名押印がある委任状を必ず持参させなければならない。ただし、入札書に入札参加者の記名押印があれば、入札参加者が入札したものとみなす。

5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

7 入札で使用する入札書・委任状・辞退届・内容質問書については、あらかじめ入札公告に添付した様式又は契約担当課で配付した様式を使用するものとする。

（入札の辞退）

第3条 入札参加者は、入札執行の開札に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を、次に掲げるところにより申し出るものとする。

- (1) 入札執行前にあっては、入札執行担当課へ入札辞退届を直接持参するか、入札日の前日までに郵便、FAX、電子メールのうち指定された方法により提出するものとする。
 - (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- 3 前項により提出した辞退届は、撤回をすることはできない。
 - 4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- 2 入札の辞退、指名の取消し又は不参加等により入札参加者が1人の場合には、入札を執行しない。ただし、一般競争入札では、入札を執行する。
- 3 天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札の無効)

第6条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札参加者及び代理人の記名押印がある委任状を持参しない代理人のした入札。ただし、入札書に入札参加者の記名押印があれば、入札参加者が入札したものとみなす。
- (3) 所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- (4) 入札書及び委任状に発注者名、商号又は名称、押印のいずれかがない入札

- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札
- (7) 同一人が同一事項の入札について2通以上した入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (9) 指定した方法によらないで提出された入札
- (10) 再度入札において、前回の最低価格以上の価格で入札した入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第7条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある等、契約の相手方として著しく不相当であるときは、落札者とはならない場合がある。

2 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。

3 前項の場合において、当該入札者のうちでくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(落札者決定の保留)

第8条 著しく低価格で入札がなされた場合又は入札した者の入札額に基づく契約が法令に違反する恐れがある場合は、落札者の決定を保留する。

2 落札者の決定を保留した場合は、必要な調査等により適正な契約履行の確保を確認のうえ、必要な措置を行う。調査対象となった入札参加者は調査に協力しなければならない。

(再度入札)

第9条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 再度入札は、原則として2回を限度として行う。

3 初度の入札に参加しなかった者は、再度入札には参加できない。

4 再度入札において、第6条に該当する無効となった入札は、その後の入札に参加できない。

(落札者の取消し)

第10条 落札者が次の各号の一に該当するときは、落札を取り消すものとする。

- (1) 落札者が契約の締結を辞退したとき、又は指定した期限内に契約を締結しないとき。
- (2) 入札に際し不穏不正があったと認められるとき。
- (3) 法令及び規則に違反する事項が生じたとき。
- (4) 契約締結までの間に落札者が、指名停止を受けたとき。

(落札した場合の契約の手続き)

第11条 落札者は、落札決定後、指定した期限内に、契約担当者等から交付された契約書案に記名押印し、契約担当者等に提出しなければならない。

(異議の申立て)

第12条 入札参加者は、入札後、この心得、仕様書についての不明を理由として異議の申立てはできない。

(その他)

第13条 入札執行宣言から入札執行終了宣言までは、私語又は誤解をまねくような不審な行為はしてはならない。

附 則

この心得は、平成22年1月22日から施行する。

附 則

この心得は、平成22年4月13日から施行し、施行日以降に指名通知する入札について適用する。

附 則

この心得は、平成23年4月1日から施行し、施行日以降に指名通知する入札について適用する。

附 則

この心得は、平成24年10月15日から施行する。

附 則

この心得は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和4年2月14日から施行する。